

県南広域振興局長告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年6月12日

県南広域振興局長 菅原健司

1 就任

監事

高 橋 雄 光 花巻市石鳥谷町新堀第28地割74番地  
似 内 康 典     "     "     "     第42地割1番地  
中 村 光 一     "     "     関口第9地割20番地2

2 退任

(1) 理事

佐々木 一 也 花巻市石鳥谷町新堀第3地割61番地3

(2) 監事

佐 藤 澄 夫 花巻市石鳥谷町関口第5地割21番地  
佐々木 勝 司     "     "     新堀第21地割23番地  
高 橋 雄 光     "     "     "     第28地割74番地